

九州大学附属図書館蔵書構築基本要綱

(平成13年12月17日 制定)

改正 平成18年3月10日

平成18年6月1日

平成21年8月26日

九州大学附属図書館

1 根拠及び目的

1) 「九州大学附属図書館運営規則」第2条及び第3条に基づき、附属図書館が管理する図書館資料の体系的な蔵書構築に関する基本方針を定める。本学構成員である学生・教職員のための学習教育研究基盤形成を第一義とし、本学固有の特色ある蔵書構築を目指すことを目的とする。

2) 基本要綱の策定及びその具体化にあたっては、次の諸点に十分留意するものとする。

イ 本学の理念（「九州大学教育憲章」等）、基本組織（学部・学府・研究院、研究所等）の構成、大学改革及び将来計画

ロ 本学の歴史及び地理的条件

ハ 「附属図書館の中期目標・中期計画」

ニ 大学公開、社会連携、生涯学習的視点（公共図書館との棲み分けなど）

3) 資源共有の理念に基づき、図書館間相互協力を推進するとともに、学内においても重複収集・保存をできるだけ避けるものとする。

4) 「国民の知る自由」(注)は保障されなければならない。これについては、蔵書構築のすべての局面で公正を期するものとする。

2 適用範囲

本要綱及びこれに基づく細則は、原則として附属図書館に適用し、中央図書館に必要な事項を定める。必要に応じて分館及び部局図書室についても記述するが、それぞれはこの範囲で、独自に細則を定めることができる。

3 蔵書構築資料種別

蔵書を構築する図書館資料を次のように区分し、蔵書構築の基準を定める。細部の展開は別表による。

- 1) 学生用図書
- 2) 研究用図書
- 3) 参考図書
- 4) 逐次刊行物
- 5) 非印刷資料
- 6) 特別図書
- 7) 貴重図書

4 蔵書構築の要件

蔵書構築の要件は、次による。

1) 収集

蔵書構築の基本となる図書館資料の収書基準は、別に定める。

2) 管理及び保存

図書館資料の逸失、破損、劣化を防ぎ、良好な状態で保存するために必要な施策・基準等は、別に定める。

3) 登録の抹消及び処分

効率的な蔵書構築の観点から重複資料等の登録の抹消及び処分を行う。これについては、「九州大学における図書館資料の登録の抹消及び処分に関する要領」（平成16年4月1日 図書館長制定）による。

4) 蔵書評価

資源配分（予算等）の妥当性や利用者の長期・短期あるいは顕在・潜在的ニーズに対する充足度等を検証し、望ましい蔵書構築に反映させるために、定期的に蔵書の評価を行う。蔵書評価の方法については、別に定める。

5 蔵書構築施策の推進

附属図書館の基本組織は、望ましい蔵書構築のために必要な施策を積極的に推進しなければならない。

1) 附属図書館商議委員会

- イ 蔵書構築の基本方針、財政基盤の確立及び施策を随時審議決定する。
- ロ 必要に応じて専門委員会等を設置して検討する。
 - ・九州大学附属図書館学生用図書選定委員会
 - ・九州大学附属図書館電子ジャーナル等検討専門委員会
 - ・九州大学附属図書館大型図書資料選定委員会

2) 分館運営委員会及び部局図書委員会等

分館及び部局図書室は、地区や部局の対象分野に固有な蔵書構築を基本とし、併せて附属図書館の体系的な蔵書構築を補完するよう留意するものとする。各委員会は、そのために必要な施策等を随時審議決定する。

3) 附属図書館事務部

- イ 中央図書館が行う図書館資料の選定は、中央図書館図書資料選定委員会（昭和54年6月設置）による。
- ロ 選書、保存、蔵書評価等を行う専門司書（資料専門員）養成のための研修及び研究環境の整備に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年3月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月26日から施行する。

(注)日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」による。